

＊北海道公報		発行 北海道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)
目次		ページ
告 示		
○平成17年度道指定鳥獣保護区の指定……………		(自然環境課) 47
○平成17年度銃猟禁止区域の指定……………		(自然環境課) 47
○平成14年度鳥獣保護区の存続期間の更新及び平成14年度鳥獣保護区特別保護地区の指定の一部改正……………		(自然環境課) 49
○平成15年度休猟区の指定及び平成16年度休猟区の指定の一部改正……………		(自然環境課) 49
○民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域の一部改正……………		(地域福祉課) 49
○土地改良区の役員の退任の届出……………		(農業支援課) 51
○土地改良区の定款の変更の認可……………		(農業支援課) 52
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………		(治山課) 52
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………		(治山課) 52
道人事委員会規則		
○北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………		52
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則……………		52
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………		52
道人事委員会告示		
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………		53
○特地部局及びその級別の指定の一部改正……………		54
○市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正……………		54
○派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正……………		54
告 示		
北海道告示第706号		
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定した。		
その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。		
平成17年9月27日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1(1) 名 称 石狩川水系銃猟禁止区域		
(2) 区 域 旭川市、上川郡鷹栖町、上川郡東神楽町、上川郡当麻町及び上川郡東川町に所在する		
平成17年9月27日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1 名 称 野幌鳥獣保護区		
2 区 域 札幌市厚別区、江別市西野幌及び北広島市西の里に所在する北海道立自然公園野幌森林公園の区域		
3 存続期間 平成17年10月1日から平成37年9月30日まで（20年間）		
4 保護に関する指針		
(1) 鳥獣保護区の指定目的		
トドマツを主体とし、エゾマツ、イタヤカエデ、シナノキ、ハリギリ等からなる天然性の針広混交林にトドマツ、ストロブマツ等の人工林が介在し、大都市に隣接した林相の変化に富む優れた森林である。全域が道立自然公園野幌森林公園の区域であり、アカゲラ、フクロウ、キジバト等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和60年に国設鳥獣保護区から移管）。		
現在の存続期間の満了にあたり、道立自然公園野幌森林公園と一体として管理するため、現在の鳥獣保護区に隣接する札幌市側の道立自然公園野幌森林公園区域を含めることとし、区域を拡大して鳥獣保護区を指定する。		
(2) 管理方針		
定期的に巡視を実施するなどにより静穏な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。		
北海道立自然公園条例により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。		
農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。		
北海道告示第707号		
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定した。		
その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。		
平成17年9月27日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
1(1) 名 称 石狩川水系銃猟禁止区域		
(2) 区 域 旭川市、上川郡鷹栖町、上川郡東神楽町、上川郡当麻町及び上川郡東川町に所在する		

石狩川、牛朱別川、忠別川、美瑛川及びオサラッペ川の河川区域のうち、石狩川における旭川市と上川郡当麻町及び同郡比布町との境界の交点を起点とし、この点から旭川市東鷹栖東1線18号の境界を北西に進み同川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進みオサラッペ川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って北に進み道道嵐山公園線（白河橋）との交点に至り、この点から同道道を西に進みオサラッペ川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進み石狩川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進み旭川市と深川市の境界との交点に至り、この点から見通して南に進み同川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って北東に進み美瑛川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って南東に進み寿橋道路線（寿橋）との交点に至り、この点から同線を東に進み同川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って北西に進み忠別川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って南東に進み西8号道路（東神橋）との交点に至り、この点から同線を北に進み同川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って北西に進み石狩川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って東に進み牛朱別川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って北東に進み曙橋・東桜岡道路線（曙橋）との交点に至り、この点から同線を北東に進み同川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進み永山新川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って北西に進み石狩川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から見通して南に進み同川左岸（河川敷地を含む。）と永山新川左岸（河川敷地を含む。）の境界との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って南東に進み牛朱別川右岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から同河川敷地の右岸を境界に沿って南西に進み石狩川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、同河川敷地の左岸を境界に沿って北東に進み永山新川左岸（河川敷地を含む。）との交点に至り、この点から見通して北に進み同川右岸（河川敷地を含む。）と石狩川左岸（河川敷地を含む。）の境界との交点に至り、この点から同河川敷地の左岸を境界に沿って北東に進み旭川市と上川郡当麻町の境界との交点に至り、この点から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成27年9月30日まで（10年間）

2(1) 名 称 鏡沼銃猟禁止区域

(2) 区 域

天塩郡天塩町字サラキシに所在するロクシナイ川と天塩川河川敷地境界線との交点を起点とし、同所から同河川敷地境界線を南に進み国有林留萌北部森林管理署183林班との交点に至り、この点から同林班の境界線を南に進み南四号線に至り、この点から同線を東に進み町道更岸基線との交点に至り、この点から同基線を南に進み町道浜更岸基線に続き、同基線を南に進み、町道更岸12号線との交点に至り、この点から同線を西に進み国有林183林班との境界に至り、この点から同林班の境界を西に進み海岸線に至り、海岸線を北に進み天塩川南導流堤との交点に至り、この点を東に進み同川左岸との交点に至り、この点から南に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成27年9月30日まで（10年間）

3(1) 名 称 十勝川水系銃猟禁止区域

(2) 区 域

中川郡幕別町と同郡池田町の境界線と幕別町道東21号の延長線との交点を起点とし、この点から同線を南に進み十勝川左岸堤防との交点に至り、この点から同堤防を西に進み幕別町道東16号との交点に至り、この点から途別川右岸堤防と十勝川左岸堤防との交点へ西に進み、この点から十勝川左岸堤防を西に進み幕別町道東7号線との交点に至り、この点から同町道を北に延長した線を北に進み音更町下土幌基線との交点に至り、この点から同基線を東に進み道道帯広浦幌線との交点に至り、この点から同道道を東に進み音更町と池田町との町界との交点に至り、この点から同町界を南に進み同町界と幕別町との町界との交点に至り、この点から同町界を東に進んで起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成27年9月30日まで（10年間）

4(1) 名 称 利別銃猟禁止区域

(2) 区 域

中川郡池田町に所在する道道帯広浦幌線と利別川右岸堤防との交点を起点とし、この点から同右岸堤防を南に進み町道川合東36号線の延長線との交点に至り、この点から同延長線及び町道川合東36号支線を西に進み町道東34号との交点に至り、この点から同町道を北に進み南5線との交点に至り、この点から同線を西に進み町道東33号との交点に至り、この点から同町道を北に進み国道242号との交点に至り、この点から同国道及び道道帯広浦幌線を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成27年9月30日まで（10年間）

5(1) 名 称 川西銃猟禁止区域

(2) 区 域

帯広市に所在する市道5号と国道236号との交点を起点とし、この点から同国道を南に進み市道7号との交点に至り、この点から同市道を東に進み札内川堤防との交点に至り、この点から同堤防を北に進み市道5号との交点に至り、この点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成17年10月1日から平成27年9月30日まで（10年間） 6(1) 名 称 上幌銃猟禁止区域 (2) 区 域 空知郡栗沢町上幌1123番地7の区域 (3) 存続期間 平成17年10月1日から平成27年9月30日まで（10年間）	「 <table border="1"> <tr> <td>花川南第2地区</td><td>花川南5条から南10条まで、樽川、新港西</td></tr> </table> を <table border="1"> <tr> <td>区同</td><td>川、新港西</td></tr> <tr> <td>厚田地区同</td><td>厚田区</td></tr> <tr> <td>浜益地区同</td><td>浜益区</td></tr> </table> 」	花川南第2地区	花川南5条から南10条まで、樽川、新港西	区同	川、新港西	厚田地区同	厚田区	浜益地区同	浜益区
花川南第2地区	花川南5条から南10条まで、樽川、新港西								
区同	川、新港西								
厚田地区同	厚田区								
浜益地区同	浜益区								
北海道告示第708号 平成15年北海道告示第462号（平成14年度鳥獣保護区の存続期間の更新）及び平成15年北海道告示第463号（平成14年度鳥獣保護区特別保護地区の指定）の一部を次のように改正する。 平成17年9月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 平成15年北海道告示第462号14(3)存続期間の事項中「平成34年」を「平成17年」に改め、15(3)存続期間の事項中「平成34年」を「平成17年」に改める。 2 平成15年北海道告示第463号10(3)存続期間の事項中「平成34年」を「平成17年」に改める。	から南10条まで、樽 」 に改め、同表釧路市の項中「409人」を「458人」に、 「 <table border="1"> <tr> <td>大楽毛地区同</td><td>大楽毛、新山、大楽毛浦北、大楽毛西、西港</td></tr> <tr> <td>阿寒地区同</td><td>阿寒町旭町寒町仲町1町富士見1町中央1町新町1丁目町1丁目か町1丁目か湖温泉1町飽別、阿寒町飽別原野ベツ、阿寒オリヨマッイ、阿寒町町サイヤナ阿寒町舌辛から26線、線号外から23線北、阿比23線、阿線及び21線阿寒町シュンクシタ</td></tr> </table> 」	大楽毛地区同	大楽毛、新山、大楽毛浦北、大楽毛西、西港	阿寒地区同	阿寒町旭町寒町仲町1町富士見1町中央1町新町1丁目町1丁目か町1丁目か湖温泉1町飽別、阿寒町飽別原野ベツ、阿寒オリヨマッイ、阿寒町町サイヤナ阿寒町舌辛から26線、線号外から23線北、阿比23線、阿線及び21線阿寒町シュンクシタ				
大楽毛地区同	大楽毛、新山、大楽毛浦北、大楽毛西、西港								
阿寒地区同	阿寒町旭町寒町仲町1町富士見1町中央1町新町1丁目町1丁目か町1丁目か湖温泉1町飽別、阿寒町飽別原野ベツ、阿寒オリヨマッイ、阿寒町町サイヤナ阿寒町舌辛から26線、線号外から23線北、阿比23線、阿線及び21線阿寒町シュンクシタ								
北海道告示第709号 平成15年北海道告示第1726号（平成15年度休猟区の指定）及び平成16年北海道告示第818号（平成16年度休猟区の指定）の一部を次のように改正する。 平成17年9月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 平成15年北海道告示第1726号2(3)存続期間の事項中「平成18年」を「平成17年」に、「3年間」を「2年間」に改める。 2 平成16年北海道告示第818号3存続期間の事項中「平成18年」を「平成17年」に改める。									
北海道告示第710号 昭和28年北海道告示第1799号（民生委員の定数及び民生委員協議会を組織する区域）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。ただし、別表の1市の区域の表釧路市の項の改正規定並びに別表の2町村の区域の表阿寒町の項及び音別町の項の改正規定は、平成17年10月11日から施行する。 平成17年9月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 別表の1市の区域の表函館市の項を削り、同表石狩市の項中「109人」を「135人」に、 「 <table border="1"> <tr> <td>花川南第2地</td><td>花川南5条</td></tr> </table> 」	花川南第2地	花川南5条							
花川南第2地	花川南5条								

「 <table><tr><td>大楽毛地区同</td><td>大楽毛、新野、鶴丘、駒牧、青山、大楽毛南、星が浦大通、星が浦北、大楽毛北、星が浦南、大楽毛西</td></tr></table> 」		大楽毛地区同	大楽毛、新野、鶴丘、駒牧、青山、大楽毛南、星が浦大通、星が浦北、大楽毛北、星が浦南、大楽毛西	を	<table><tr><td></td><td>ベツ、阿寒徹別、阿寒別原野25線市街地本通寒町中徹別阿寒町ニニ線、21線か線、阿寒町町フプシュイ、阿寒町イ、阿寒町カタンネナベ</td></tr><tr><td>音別地区同</td><td>音別町、音原野基線、線、音別町別町音別原音別町音別線、音別町ンベツ、音町尺別、音尺別原野基1線、音別東2線、音町チャンベ右岸、音別通、音別町直別仲通、音別町直別別原野東1シベツ川右別町浪若、別町ヌプキヌプキベツ線、音別町原野、音別町ムリ、音別町ムリ原</td></tr></table>		ベツ、阿寒徹別、阿寒別原野25線市街地本通寒町中徹別阿寒町ニニ線、21線か線、阿寒町町フプシュイ、阿寒町イ、阿寒町カタンネナベ	音別地区同	音別町、音原野基線、線、音別町別町音別原音別町音別線、音別町ンベツ、音町尺別、音尺別原野基1線、音別東2線、音町チャンベ右岸、音別通、音別町直別仲通、音別町直別別原野東1シベツ川右別町浪若、別町ヌプキヌプキベツ線、音別町原野、音別町ムリ、音別町ムリ原	<table><tr><td></td><td>野、鶴丘、駒牧、青南、星が浦大通、星が毛北、星が浦南、大楽2丁目及び3丁目</td></tr><tr><td></td><td>1丁目から3丁目、阿丁目及び2丁目、阿寒丁目から3丁目、阿寒目から4丁目、阿寒町及び2丁目、阿寒町北ら3丁目、阿寒町北新ら3丁目、阿寒町阿寒目から6丁目、阿寒町町飽別原野基線、阿寒東1線、阿寒町ウエン町オトンベツ、阿寒町プ、阿寒町オンネナオンネナイ原野、阿寒イ、阿寒町シアンヌ、阿寒町舌辛原野10線17線新から22線新、2022線号外、20線北から寒町舌辛原野甲22線及寒町舌辛原野増区画20、阿寒町下徹別市街、リコマベツ、阿寒町シカラ、阿寒町チクショ</td></tr></table>		野、鶴丘、駒牧、青南、星が浦大通、星が毛北、星が浦南、大楽2丁目及び3丁目		1丁目から3丁目、阿丁目及び2丁目、阿寒丁目から3丁目、阿寒目から4丁目、阿寒町及び2丁目、阿寒町北ら3丁目、阿寒町北新ら3丁目、阿寒町阿寒目から6丁目、阿寒町町飽別原野基線、阿寒東1線、阿寒町ウエン町オトンベツ、阿寒町プ、阿寒町オンネナオンネナイ原野、阿寒イ、阿寒町シアンヌ、阿寒町舌辛原野10線17線新から22線新、2022線号外、20線北から寒町舌辛原野甲22線及寒町舌辛原野増区画20、阿寒町下徹別市街、リコマベツ、阿寒町シカラ、阿寒町チクショ	<table><tr><td></td><td>リ原野西1及び2丁目目及び2丁から3丁目から3丁目、2丁目、音丁目、音別緑町1丁目町1丁目か1丁目</td></tr></table>		リ原野西1及び2丁目目及び2丁から3丁目から3丁目、2丁目、音丁目、音別緑町1丁目町1丁目か1丁目
大楽毛地区同	大楽毛、新野、鶴丘、駒牧、青山、大楽毛南、星が浦大通、星が浦北、大楽毛北、星が浦南、大楽毛西																
	ベツ、阿寒徹別、阿寒別原野25線市街地本通寒町中徹別阿寒町ニニ線、21線か線、阿寒町町フプシュイ、阿寒町イ、阿寒町カタンネナベ																
音別地区同	音別町、音原野基線、線、音別町別町音別原音別町音別線、音別町ンベツ、音町尺別、音尺別原野基1線、音別東2線、音町チャンベ右岸、音別通、音別町直別仲通、音別町直別別原野東1シベツ川右別町浪若、別町ヌプキヌプキベツ線、音別町原野、音別町ムリ、音別町ムリ原																
	野、鶴丘、駒牧、青南、星が浦大通、星が毛北、星が浦南、大楽2丁目及び3丁目																
	1丁目から3丁目、阿丁目及び2丁目、阿寒丁目から3丁目、阿寒目から4丁目、阿寒町及び2丁目、阿寒町北ら3丁目、阿寒町北新ら3丁目、阿寒町阿寒目から6丁目、阿寒町町飽別原野基線、阿寒東1線、阿寒町ウエン町オトンベツ、阿寒町プ、阿寒町オンネナオンネナイ原野、阿寒イ、阿寒町シアンヌ、阿寒町舌辛原野10線17線新から22線新、2022線号外、20線北から寒町舌辛原野甲22線及寒町舌辛原野増区画20、阿寒町下徹別市街、リコマベツ、阿寒町シカラ、阿寒町チクショ																
	リ原野西1及び2丁目目及び2丁から3丁目から3丁目、2丁目、音丁目、音別緑町1丁目町1丁目か1丁目																

町ツチャップ、阿寒町
町徹別原野、阿寒町徹
から59線、阿寒町徹別
1丁目から3丁目、阿
、阿寒町ニニシベツ、
シベツ原野16線から19
ら44線、46線及び47
ニニシベツ原野、阿寒
ナイ、阿寒町ペンケナ
雄別、阿寒町ユッパナ
ルベシベ、阿寒町ワッ
イ、阿寒町オクルシュ

別町音別、音別町音別
音別町音別原野北1
音別原野第2基線、音
野西1線から西5線、
原野東1線から東3
上音別、音別町カラマ
別町サトンベツ、音別
別町尺別原野、音別町
線、音別町尺別原野西
町尺別原野東1線及び
別町タンネナイ、音別
ツ、音別町チャンベツ
町直別、音別町直別裏
直別停車場通、音別町
音別町直別原野基線、
原野西1線、音別町直
線から東4線、音別町
岸、音別町中音別、音
音別町ヌブキベツ、音
ベツ原野基線、音別町
原野西1線及び西2
馬主来、音別町馬主来
町ホロオンベツ、音別
別町ムリ原野基線、音
野第2基線、音別町ム

に改める。

線、音別町川東1丁目
、音別町あけぼの1丁
目、音別町朝日1丁目
、音別町海光1丁目か
音別町共栄1丁目及び
別町中園1丁目及び2
町風連1丁目、音別町
及び2丁目、音別町本
ら3丁目、音別町若草

」

別表の2町村の区域の表厚田村の項及び浜益村の項を削り、同表八雲町の項中「50」を「72」に、「八雲町一円」を「付表3のとおり」に改め、同表熊石町の項及び生田原町の項を削り、同表遠軽町の項中「48」を「81」に改め、同表丸瀬布町の項、白滝村の項、阿寒町の項及び音別町の項を削る。

別表付表2の次に次の一表を加える。

付表3

民生委員協議会の名称	民生委員協議会を組織すべき区域
八雲地区民生委員協議会	相生町、旭丘、熱田、出雲町、入沢、内浦町、大新、落部、春日、上の湯、上八雲、黒岩、栄町、栄浜、桜野、東雲町、下の湯、末広町、住初町、立岩、富咲、豊河町、鉛川、野田生、花浦、浜松、東町、東野、富士見町、本町、三杉町、緑町、宮園町、元町、山越、山崎、わらび野
熊石地区民生委員協議会	熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石豊岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町、熊石関内町

北海道告示第711号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南長沼土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成17年9月27日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日 理事・監事の別氏名住所

平成17. 9.11 監事 長谷川 茂 正 夕張郡長沼町東3線南6番地

北海道告示第712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年9月14日、篠津中央土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年9月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第713号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年9月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 厚岸郡浜中町浜中西一線16・32（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第714号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年9月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 白糠郡白糠町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月27日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7－1090

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－28）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月27日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7－1091

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
給料表の適用範囲に関する規則（北海道人事委員会規則7－404）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

第5条第1項中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月27日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7－1092

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7－405）の一部を次のように改正する。

別表第1オの表2級の欄第2項中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

別表第1カ		の表2級の欄中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。			
別表第2オの表中	「 <table><tr><td>教 養 護 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）</td></tr></table> 」	教 養 護 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）	を	「 <table><tr><td>教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）</td></tr></table> 」に改め	教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）
教 養 護 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）					
教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）					
別表第2カの表中	「 <table><tr><td>教 養 護 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）</td></tr></table> 」	教 養 護 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）	を	「 <table><tr><td>教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）</td></tr></table> 」に改め	教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）
教 養 護 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）					
教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）					
別表第6オの表中	「 <table><tr><td>教 養 護 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）</td></tr></table> 」	教 養 護 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）	を	「 <table><tr><td>教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）</td></tr></table> 」に改め	教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）
教 養 護 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）					
教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）					
別表第6カの表中	「 <table><tr><td>教 養 護 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）</td></tr></table> 」	教 養 護 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）	を	「 <table><tr><td>教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）</td></tr></table> 」に改め	教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）
教 養 護 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）					
教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師（任用の期限を付 さないものに限る。）					
附 則					
この規則は、平成17年10月1日から施行する。					
道 人 事 委 員 会 告 示					
北海道人事委員会告示第17号					

平成13年北海道人事委員会告示第13号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成17年9月1日から適用する。			
平成17年9月27日			
北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄			
檜山支庁管内の項中「大成町字長磯」を「せたな町大成区長磯」に、			
「大成町字都	久遠小学校	1	を
大成町字都	大成中学校	1	
大成町字都	大成町学校給食センター	1	
「せたな町大成区都	久遠小学校	1	に、
せたな町大成区都	大成中学校	1	
せたな町大成区都	せたな町大成学校給食センター	1	
「大成町字平浜」を「せたな町大成区平浜」に、「瀬棚町字西大里」を「せたな町瀬棚区西大里」に、「瀬棚町字島歌」を「せたな町瀬棚区島歌」に、「瀬棚町字本町」を「せたな町瀬棚区本町」に、			
「瀬棚町字共和	瀬棚中学校	1	を
瀬棚町字共和	瀬棚町学校給食センター	1	
「せたな町瀬棚区共和	瀬棚中学校	1	に、
せたな町瀬棚区共和	せたな町瀬棚学校給食センター	1	
「北檜山町字小倉山」を「せたな町北檜山区小倉山」に、「北檜山町字富里」を「せたな町北檜山区富里」に、「北檜山町字二俣」を「せたな町北檜山区二俣」に、「北檜山町字太櫓」を「せたな町北檜山区太櫓」に、「北檜山町字若松」を「せたな町北檜山区若松」に、			
「北檜山町字豊岡	北檜山小学校	1	を
北檜山町字豊岡	北檜山中学校	1	
北檜山町字豊岡	北檜山町学校給食センター	1	
「せたな町北檜山区豊岡	北檜山小学校	1	に、
せたな町北檜山区豊岡	北檜山中学校	1	
せたな町北檜山区豊岡	せたな町北檜山学校給食センター	1	
「北檜山町字丹羽」を「せたな町北檜山区丹羽」に改め、上川支庁管内の項中			

「	朝日町字中央	糸魚小学校	1	を
	朝日町字中央	朝日中学校	1	
	朝日町字中央	朝日町学校給食センター	1	
」				
「	士別市朝日町中央	糸魚小学校	1	に改
	士別市朝日町中央	朝日中学校	1	
	士別市朝日町中央	士別市朝日町学校給食センター	1	
」				

める。

北海道人事委員会告示第18号

平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地部局及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成17年9月1日から適用する。

平成17年9月27日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

道職員給与条例関係の表檜山支庁管内の項中「瀬棚町字本町」を「せたな町瀬棚区本町」に、「北檜山町字北檜山」を「せたな町北檜山区北檜山」に改め、警察職員給与条例関係の表函館方面管内の項中

「	大成町字都	北檜山警察署大成駐在所	2	を
	大成町字宮野	北檜山警察署宮野駐在所	2	
	瀬棚町字本町	北檜山警察署瀬棚駐在所	2	
	北檜山町字若松	北檜山警察署若松駐在所	3	
	北檜山町字徳島	北檜山警察署	2	
	今金町字今金	北檜山警察署今金交番	2	
」				
「	せたな町大成区都	せたな警察署大成駐在所	2	に
	せたな町大成区宮野	せたな警察署宮野駐在所	2	
	せたな町瀬棚区本町	せたな警察署瀬棚駐在所	2	
	せたな町北檜山区若松	せたな警察署若松駐在所	3	
	せたな町北檜山区徳島	せたな警察署	2	
	今金町字今金	せたな警察署今金交番	2	
」				

改め、旭川方面管内の項中「朝日町字中央」を「士別市朝日町中央」に改める。

北海道人事委員会告示第19号

平成13年北海道人事委員会告示第18号（市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成17年9月1日から適用する。

平成17年9月27日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

第1項の表檜山支庁管内の項中

「	瀬棚町字本町	瀬棚町役場	2	を
	北檜山町字徳島	北檜山町役場	2	
」				
「	せたな町瀬棚区本町	せたな町瀬棚総合支所	2	に改
	せたな町北檜山区徳島	せたな町役場	2	
」				

める。

北海道人事委員会告示第20号

平成13年北海道人事委員会告示第19号（派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成17年9月1日から適用する。

平成17年9月27日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

第1項の表檜山支庁管内の項中

「	北檜山町字徳島	北檜山町教育委員会事務局	2	」を
「	せたな町北檜山区徳島	せたな町教育委員会事務局	2	」に改

める。